

指定医療機関について①

1 指定について

- 指定医療機関の指定対象としては、難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する病院、診療所、薬局のほか、政令において、訪問看護事業所等を規定している。
- 病院、診療所、薬局等の開設者の申請により、都道府県知事が指定を行う。
- 指定申請に必要な事項は、名称、所在地、保険医療機関であること等が厚生労働省令で定められている。
- 申請者が保険医療機関等でないとき、特定医療費の支給に関して重ねて勧告等を受けているとき、役員・職員が禁固・罰金刑を受けてから5年を経過していないとき等には、都道府県知事は指定をしないことができる。
- 指定は6年ごとに更新を受けなければならない。

2 責務について

- 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。

3 監督について

- 都道府県知事は、必要があると認めるときは、医療機関の開設者等に対し報告や帳簿書類等の提出を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対し質問させ、診療録等につき検査させることができる。
- 診療方針等に沿って良質かつ適切な特定医療を実施していないと認めるときは、期限を定めて勧告することができ、勧告に従わない場合に公表、命令することができる。

4 取消しについて

- 診療方針等に違反したとき、特定医療費の不正請求を行ったとき、命令に違反したとき等において、都道府県知事は指定を取り消すことができる。

指定医療機関について②

1 指定の申請

【指定医療機関の要件】

- 保険医療機関、保険薬局等であること
- 欠格要件に該当しないこと

秋田県知事

申 請

指 定

病院、診療所、薬局又は
訪問看護事業者等の開設者

【指定医療機関の申請手続】

○提出書類

- ・ 指定医療機関指定申請書
(裏面: 欠格要件に該当しない旨の誓約項目)
- ・ 役員名簿

○提出先 ※以下、変更・辞退・更新も同じ

〒010-8570 (住所記載不要)

秋田県庁 保健・疾病対策課 疾病対策班
小児慢性担当あて

電話: 018-860-1424

指定(変更・辞退)後は、ホームページ(美の国あきたネット)で公示。

2 指定の更新

指定医療機関の指定は、6年ごとの更新制とする。

指定医療機関について③

1 申請事項の変更

指定医療機関は、指定申請書の記載事項について変更があった場合は都道府県知事に対して届け出ることを必要とする。

提出書類

指定医療機関変更届出書

2 指定医療機関の辞退

指定医療機関は、指定を辞退しようとする場合は、都道府県知事に対して届け出ることを必要とする。

提出書類

指定医療機関辞退届

3 指定医療機関の更新

指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、期間の経過によってその効力を失う。

提出書類

指定医療機関指定更新申請書

※ その他届出が必要な事項

- ・業務を休止、廃止又は再開した場合
- ・医療法等による命令等を受けた場合

指定医療機関について④

	対応事例	必要な書類・手続き	有効期間
新規	新規申請する場合 (新たに指定医療機関となる場合)	指定医療機関指定申請書	指定後6年間
変更	指定医療機関指定申請書の記載事項に変更があった場合	指定医療機関変更届出書	変更なし
更新	指定医療機関を継続し、有効期間を延長する場合	指定医療機関指定更新申請書	更新前の有効期間 終了日から6年間

※ 有効期間について

